

令和3年度

## 第1回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月7日(水)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 3名

筒井正之委員 羽矢勝幸委員 早田彰臣委員

事務局職員 4名

事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢  
総括主幹 伊藤 康輔  
真玉分室長 植田 克己

### 会議に付した事件

- 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第3号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第4号 非農地証明願について

### 報告事項

- (1) 埋め土の届出について

開会 午前10時00分

局 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、令和3年度第1回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員13名、欠席委員なしで、全委員の出席をいただいております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>皆さんおはようございます。新年度を迎えるにあたり、本総会にご出席いただきありがとうございます。</p>
	<p>さて、いまだ世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染ですが、最近では非常に感染度の高い変異ウイルスの全国波及に伴いまして、政府はリバウンドが早過ぎるということでショックを受け、3府県にまん延防止等重点措置の適用が決まり、オリンピックの年であり、聖火も各県をリレーしておりますが、大阪市など聖火リレーを中止すべきとの会見でございます。いつどこで感染するやもしれず、宇佐、中津でも昨日感染があったとのことでございます。我々は感染しないよう自粛に努めましょう。</p>
	<p>それではしばらくの間、議長を務めますので座って進行させていただきます。</p>
	<p>ただいまから、令和3年度第1回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p>
	<p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、4番：川野元憲司委員及び5番：中野正年委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力を願います。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。</p>
	<p>申請番号1番、所在が [ ] 字 [ ] 番外 [ ] 筆で、地目は田、合計面積</p>

が [REDACTED] m<sup>2</sup>、渡人が [REDACTED] の [REDACTED] さん、受人が [REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 2 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番 [REDACTED] で、地目は田、面積が 73 m<sup>2</sup>、渡人が [REDACTED] の [REDACTED] さん、受人が [REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

渡人は遠方に居住しており申請地を管理できなくなつたため、隣接地を所有している受人に贈与することです。

申請番号 3 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番外 [REDACTED] 筆で、地目は田及び畠、合計面積が 3,647 m<sup>2</sup>、渡人が [REDACTED] の [REDACTED] さん、受人が [REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が新規就農で売買するものであります。

申請番号 4 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番外 [REDACTED] 筆で、地目は田、合計面積が 5,027 m<sup>2</sup>、渡人が [REDACTED] の [REDACTED] さん、受人が [REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 5 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番外 [REDACTED] 筆で、地目は畠、合計面積が 1,795 m<sup>2</sup>、渡人が [REDACTED] の [REDACTED] さん、受人が [REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

渡人は遠方に居住しており申請地を管理できなくなつたため、地元の農事組合法人の理事である受人に贈与した後、受人は当該農事組合法人に貸し付け管理することです。

申請番号 6 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番外 [REDACTED] 筆で、地目は田及び畠、合計面積が 7,599 m<sup>2</sup>、渡人が [REDACTED] の [REDACTED] さん、受人が [REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

渡人は遠方に居住しており申請地を管理できなくなつたため、親族である受人に贈与することです。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が9ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の中計で、利用権設定等の田の面積が22,899m<sup>2</sup>、畑の面積が13,839m<sup>2</sup>の合計面積が36,738m<sup>2</sup>で、利用権を設定する農家数8戸、利用権の設定等を受ける農家数8戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積21,099m<sup>2</sup>、使用貸借に係る面積15,639m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細につきましては、議案書5ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第3号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布しております別紙A3用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の8ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。別紙の農用地貸付調書をご覧ください。</p> <p>借受者、[REDACTED]さんに1件の面積が5,939m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。以上、提案します。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>

(ありませんの声)

議長 無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第4号、非農地証明願についての審議を行います。  
事務局から提案します。

事務局 議案第4号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。  
議案書11ページからをご覧ください。

申請番号1番、所在が [REDACTED]字 [REDACTED]番 [REDACTED]外 [REDACTED]筆、地目は田で、合計面積216m<sup>2</sup>、申請人は [REDACTED]の [REDACTED]さんです。申請の内容は、昭和48年頃隣接する宅地に家を建てたときから庭木を植え、庭として利用しているということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えます。

申請番号2番、所在が [REDACTED]字 [REDACTED]番 [REDACTED]で、地目は畠、面積は2,393m<sup>2</sup>で、申請人は [REDACTED]の [REDACTED]さんです。申請の内容は、昭和50年頃転居したため、管理できなくなり山林化してしまったということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められるものと考えます。

申請番号3番、所在が [REDACTED]字 [REDACTED]番 [REDACTED]外 [REDACTED]筆で、地目は畠、合計面積は533m<sup>2</sup>で、申請人は [REDACTED]の [REDACTED]さんです。申請の内容は、平成元年頃管理できなくなり山林化してしまったということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められるものと考えます。

3月23日に地元の農地利用最適化推進委員の秋成淳委員が事務局と現地確認を行い、非農地とすることについて問題はないとの意見をいただいております。

申請番号4番、所在が [REDACTED]字 [REDACTED]番 [REDACTED]外 [REDACTED]筆で、地目は畠、合計面積は1,207m<sup>2</sup>で、申請人は [REDACTED]の [REDACTED]さんです。申請の内容は、平成元年頃管理できなくなり山林化してしまったということです。

	<p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められるものと考えます。</p> <p>申請番号5番、所在が[ ]字[ ]番で、地目は田、面積は29m<sup>2</sup>で、申請人は[ ]の[ ]さんです。申請の内容は、昭和60年頃から耕作できなくなり山林化してしまったということです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現地確認したところ、現在、申請のとおり非農地化しており、非農地として認められるものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号1番につきまして、羽矢勝幸推進委員から意見をお願いします。</p>
羽矢勝幸 推進委員	はい。現地を確認した結果、問題はないと思います。以上です。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました6番：神田委員からも意見があればお願ひします。</p>
6番： 神田委員	はい。今、羽矢委員からありましたように、一緒に現地確認をしましたが問題はありません。以上です。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号2番及び申請番号4番につきまして、早田彰臣推進委員から意見をお願いします。</p>
早田彰臣 推進委員	はい。3月23日に事務局及び神田農業委員と共に現地確認し協議いたしましたが、先程事務局が説明したとおりで特に問題ないと判断いたします。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました6番：神田委員からも意見があればお願ひします。</p>
6番： 神田委員	はい。早田委員からありましたとおり問題ありません。以上です。
議長	ありがとうございました。

	<p>次に、申請番号3番につきましては、本日現地確認をしていただきました秋成淳推進委員が欠席であります、先程事務局から報告がありましたとおり、秋成委員から非農地として認めることについて問題ないとの意見がございましたので報告いたします。</p> <p>次に、申請番号5番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願いします。</p>
筒井正之 推進委員	<p>はい。3月29日に事務局、農業委員と私で現地確認を行いましたので、その結果を報告いたします。先ほど事務局から説明のあったとおり、非農地としてよいのではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました3番：河野利治委員からも意見があればお願ひします。</p>
3番： 河野委員	<p>はい。今、事務局ならびに筒井委員から報告がありましたとおり、特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことです、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）埋め土の届出について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項（1）埋め土の届出がありましたのでご報告いたします。13ページをご覧ください。</p> <p>所有者は [ ] の [ ] さんで、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目が田、面積が354m<sup>2</sup>であります。埋土の理由ですが、桑畠として利用したいということであります。施工期間が令和3年4月7日から令和3年5月31日であります。以上です。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>

議長

(ありませんの声)

無いようですので、以上で本総会の議事がすべて終了しました。

これをもちまして、令和3年度豊後高田市農業委員会第1回総会を閉会します。お疲れ様でした。

その他、事務局より事務連絡等があればお願ひします。

その他の事項 (別紙配布)

(活動記録等の書類の提出について【再確認】)

(次回(令和3年度:第2回)総会について)

午前10時19分  
令和3年4月7日